

鶴見川流域水マスタープラン

河川等の水辺の利用者を増やすアクションプラン

【計 画 書】

< 項 目 >

1. 鶴見川流域水マスタープランの概要
2. 鶴見川流域水マスタープランにおける本アクションプランの位置づけ
3. 本アクションプランの目的と内容
4. 策定・実行主体
5. 対象地域
6. 策定期間
7. 目標年次
8. 本アクションプランの概要
9. モニタリング指標
10. 役割分担
11. 連絡窓口
12. 担当者会議開催経緯

平成 21 年 3 月

この計画については、市民、市民団体、企業、行政（国、都、県、市）の誰が主体的に行うかを明確にし、連携・協働を図りながら進めることを基本とする。

アクションプランは、適切な進捗状況及び進行管理を行い、且つ社会状況に応じた計画の見直し（PDCA サイクルの採用）を図ることを重視することから、アクションプランの目標期間は5ヵ年程度の短期的な目標設定とし、随時更新を図る。また、アクションプランの計画内容、進捗状況及び進行管理の状況は、適宜市民に公表していく。

2. 鶴見川流域水マスタープランにおける本アクションプランの位置付け

2.1. 水辺ふれあいマネジメントにおける基本方針・目標・施策体系

前述の5つのマネジメントのうち「水辺ふれあいマネジメント」は、「河川とのふれあいを通じて、流域意識を育むうるおいのある暮らしを実現する」ことを基本方針としており、主に河川とまちが連携して、多様な水辺のふれあい活動促進と、それを可能にするまちづくりを目的としている。

図3に水辺ふれあいマネジメントにおける基本方針・目標・施策体系の一覧を示す。

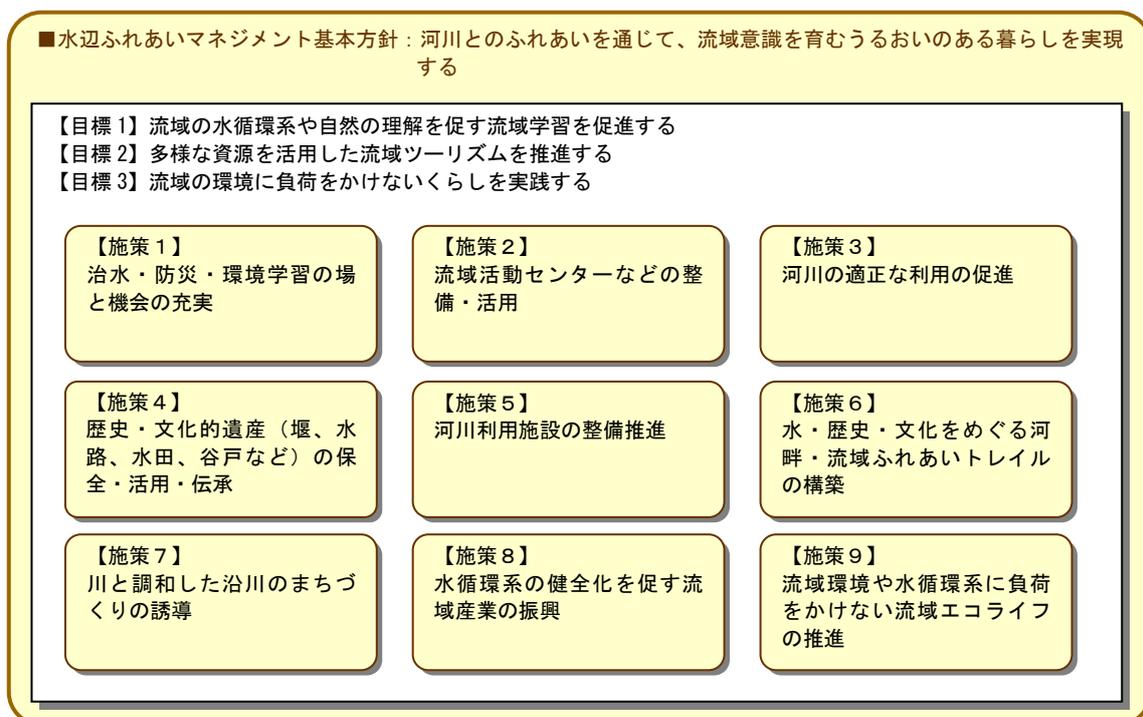


図3 水辺ふれあいマネジメントにおける基本方針・目標・施策体系一覧

水辺ふれあいマネジメントでは、【目標2：多様な資源を活用した流域ツーリズムを推進する】として、流域の多様な資源を活かした流域ツーリズムの推進を目標の1つに掲げており、本アクションプランはこの目標の実現を目指すものである。

【目標2】達成のための施策一覧を下記に示す。

表1 水辺ふれあいマネジメント【目標2】達成のための施策（大分類・中分類・小分類）一覧

基本方針	計画目標	施策 (大分類)	施策 (中分類)	施策 (小分類)
河川とのふれあいを通じて、流域意識を育むうえのある暮らしを実現する	【目標2】多様な資源を活用した流域ツーリズムを推進する	【施策3】河川の適正な利用の促進	利用に関するルールづくり	高水敷のゾーニングを設定する マナーを向上し、ルールを設定する
		【施策4】歴史・文化的遺産(堰、水路、水田、谷戸など)の保全・活用・伝承	河川と人のかかわりの記録・伝承	流域の歴史的資料の収集・保全・活用に努める
			歴史・文化的遺産の保存・活用	流域遺産制度(仮称)を設定し、保全・活用に努める
		【施策5】河川利用施設の整備促進	河川プロムナード整備の充実	バリアフリー(福祉の川づくり)の整備を促進する
				リバースポット(休憩所)の整備を促進する
				河畔・沿川散策路(緑化推進、橋梁のアンダーパスなど)、サイクリングコースを延伸する
		【施策6】水・歴史・文化をめぐる河畔・流域ふれあいトレイルの構築	トレイルに活用可能なネットワーク整備の促進	水際部へのアクセスを確保する
水辺の流域多機能拠点の整備の推進	水辺ふれあい拠点を流域に配置する			
【施策7】川と調和した沿川のまちづくりの誘導	河川と沿川市街地の一体的整備	流域の散策路、サイクリングロードなどのネットワーク化、及び整備・充実を促進する		
		沿川の公共施設を活用した、休息施設整備を推進する		
				沿川まちづくり区域を設定し、沿川緑化、オープンスペース確保等、適正なまちづくりを促進する

2.2. 鶴見川の特徴と本アクションプランにおける施策の選定

水辺のふれあいを促進するための施策は多岐にわたり、施策の実施主体も複数にわたっている。そこで、アクションプランの着手にあたり、鶴見川の特徴を踏まえてより効果的な施策から取り組んでいく必要があると考えられる。

現在、鶴見川流域の各自治体において河川沿いをサイクリングや散策道として位置づけ、利用の促進を図っている。しかし、沿川道路は交差する道路や鉄道等の要因によって分断され、利用においては迂回を余儀なくされる所も多く、利用者の利便を損なっていると考えられる。

そこで、本アクションプランでは、沿川道路の連続性や水辺へのアクセスについて評価を行い、この評価を基に沿川道路の連続性確保や水辺ふれあい拠点の整備を目標として設定する。

また、今後5年程度の間実施する整備推進方策についても検討を行う。

さらに、流域における流域学習やイベントなど、河川を利用した取り組みを促進し、これらを増やす施策についても検討し、目標達成に向けた取り組みを推進していくものとする。

3. 本アクションプランの目的と内容

3.1. 本アクションプランの目的

水辺ふれあいマネジメントでは、「多様な資源を活用した流域ツーリズムを推進する」ことを目的として河川におけるプロムナード、トレイルの整備促進を目標の1つに掲げている。

本アクションプランはこの目標の実現を目指し、鶴見川流域の河川沿いをサイクリングロードや散策道として活用できるようにする、水辺の拠点を整備することで水辺の利用者を増やす、利用者が水辺の楽しさとともに、川の危険性も学ぶことで水難対策意識を高めるなど、多様な水辺のふれあい活動を促進することを目的とする。

3.2. 本アクションプランの内容

本アクションプランの目的である、多様な水辺のふれあい活動を促進するためのプロムナード、トレイルの整備促進においては、対象となる施設、イベント等が非常に多岐に渡り、全てを包括した計画を策定する事は困難である。

そのため、本アクションプランでは、①水辺へのアクセスの確保、②沿川の道の連続性・安全性の向上、③水辺のふれあい拠点の充実、の3つの視点から整備の必要性の高いエリアの検討を行う。

そして、本アクションプランを関係行政や市民に広くアピールし、上記の検討エリアを中心としたプロムナード、トレイルの整備を総合的に進める「水辺ふれあいトレイル・プラン」を推進する。

4. 策定・実行主体

本アクションプランは、以下の鶴見川流域における自治体の関連部局が主体となり、策定・実行を図る。

表 2 アクションプラン策定主体担当課一覧

所 属	担 当 課	
東京都	都市整備局都市基盤部	施設計画課公園計画係
	建設局河川部	計画課
	環境局自然環境部	水環境課
	教育庁指導部	義務教育特別支援教育指導課
神奈川県	環境農政部	緑政課
	県土整備部	都市計画課
	県土整備部	都市整備公園課
	県土整備部	河川課
	県土整備部	下水道課
	横浜治水事務所	河川第一課
	川崎治水事務所	工務課
	教育局	子ども教育支援課
横浜市	都市経営局政策部	政策課
	環境創造局環境整備部	事業調整課河川計画担当
	環境創造局環境整備部	事業調整課公園緑地整備担当
	環境創造局環境活動推進部	農地保全課
	環境創造局環境活動推進部	環境活動事業課
	教育委員会	小中学校教育課
川崎市	総合企画局都市経営部	企画調整課
	経済労働局農業振興センター	農地課
	環境局緑政部	緑政企画担当
	まちづくり局計画部	都市計画課
	建設局土木建設部	河川課
	建設局下水道部	経営企画担当
	教育委員会	総合教育センターカリキュラムセンター
町田市	建設部	建設総務課
	都市づくり部	都市計画課
	上下水道部	上下水道総務課
	市民部	市民協働推進課
	環境資源部	環境保全課
	都市づくり部	公園緑地課
	経済観光部	農業振興課
	経済観光部	北部丘陵整備課
	教育委員会	教育総務課
国土交通省	京浜河川事務所	水マス推進室

5. 対象地域

本アクションプランは、鶴見川流域の河川とその沿川地域を対象として行うものとする。

6. 策定期間

平成 17 年 1 月～平成 21 年 3 月

7. 目標年次

平成 25 年度を目標年次とする。その後は沿川の整備進捗状況等をふまえて再度検討することとする。

8. 本アクションプランの概要

8.1. 本アクションプランの基本方針

本アクションプランの目的である多様な水辺ふれあい活動を促進するためには、既存の施設を使った水辺利用や、市民団体などによる河川における活動をネットワークすることで沿川の魅力を高める必要がある。

そのため、水辺のアクセス改善や、橋等によって川沿いの道が縦断的に分断されている箇所の改善などによって、水辺利用のネットワーク性を高めること、および川でのイベント等の活動を促進し、水辺の多様な利用を可能にする拠点を充実させるとともに、**水難事故防止の意識啓発を促進**することを本アクションプランの基本方針とする。

- 川へのアクセス、川沿いの通行を改善し、沿川を利用しやすくする
- 水辺のふれあい拠点等を充実するとともに、イベントや活動等の多様な利用と水難事故防止の意識啓発を促進する

図4 本アクションプランの基本方針

8.2. 水辺利用の現況

鶴見川の水辺利用の現況を把握するため、鶴見川流域における水辺利用施設の現況を既往資料より整理した。水辺利用施設については、川沿いに連続的に利用する「水辺の線的施設」と、水辺のスポット等「水辺の面・点的施設」、及び「河川周辺施設」に分けて整理を行った。

- ・ **水辺の線的施設**・・・川辺のプロムナード・遊歩道・川辺の並木、川辺の緑道、川辺のサイクリングロード、沿道緑化
- ・ **水辺の面・点的施設**・・・水辺の広場・親水スポット、沿川公園、スポット広場、橋詰め公園、水辺の利用促進施設
- ・ **水辺の周辺施設**・・・川に接する流域散策コース

また、河川における活動を整理するとともに、鶴見川流域水マスタープランの推進のために、市民と行政の意見交換の場として設置されている「鶴見川流域水懇談会」において出された市民意識・要望のうち、水辺利用に関する意見の整理を行った。

この結果、特に以下の点についての市民要望、ニーズが高いことがわかった。

- ・ 親水スポット、休憩所・緑陰、トイレ
- ・ 沿川緑化
- ・ 階段・スロープ、親水護岸、船着き場（水辺へのアクセス）

8.3. 整備候補の検討

8.2で整理した水辺利用の現況整理データを基に、以下の視点で整備対象を検討した。

<整備対象抽出の視点>

- ① 水辺へのアクセス確保
- ② 川沿いの道の連続性・安全性の向上
- ③ 水辺ふれあい拠点の充実

(1) 水辺へのアクセス確保の視点からみた整備候補の検討

水辺利用施設や市民活動等が行われている場所において、水辺へのアクセス状況を整理し、水辺へのアクセスが不足している場所を抽出した。

また、高水敷のある区間においては、河川整備計画の高水敷ゾーニングとの整合を図るため、上記で抽出した場所の内、広場利用ゾーン及び自然利用ゾーンに位置する場所のみをピックアップし、河川整備計画との整合性を図った。

表3 水辺利用施設等における水辺へのアクセス不足箇所の抽出

水辺利用施設等	アクセス不足箇所の抽出
①水辺の線的施設	現状で、河川沿いに散策、川での利用等を目的に整備されている線的施設（河川プロムナード、緑道、並木等）における現況のアクセス状況による抽出
②水辺の面・点的施設	現状で、水辺の拠点等川の利用拠点となっている川辺の面・点的施設（水辺の広場、沿川公園、スポット広場、川辺の利用促進施設等）における現況のアクセス状況による抽出
③水辺の周辺施設	現状で河川沿いや河川につながる散策コース等が設定されている区間における現況のアクセス状況による抽出
④イベント、市民活動、環境学習の場所	現状で市民団体等の活動、利用の場所における直近における現況のアクセス状況による抽出

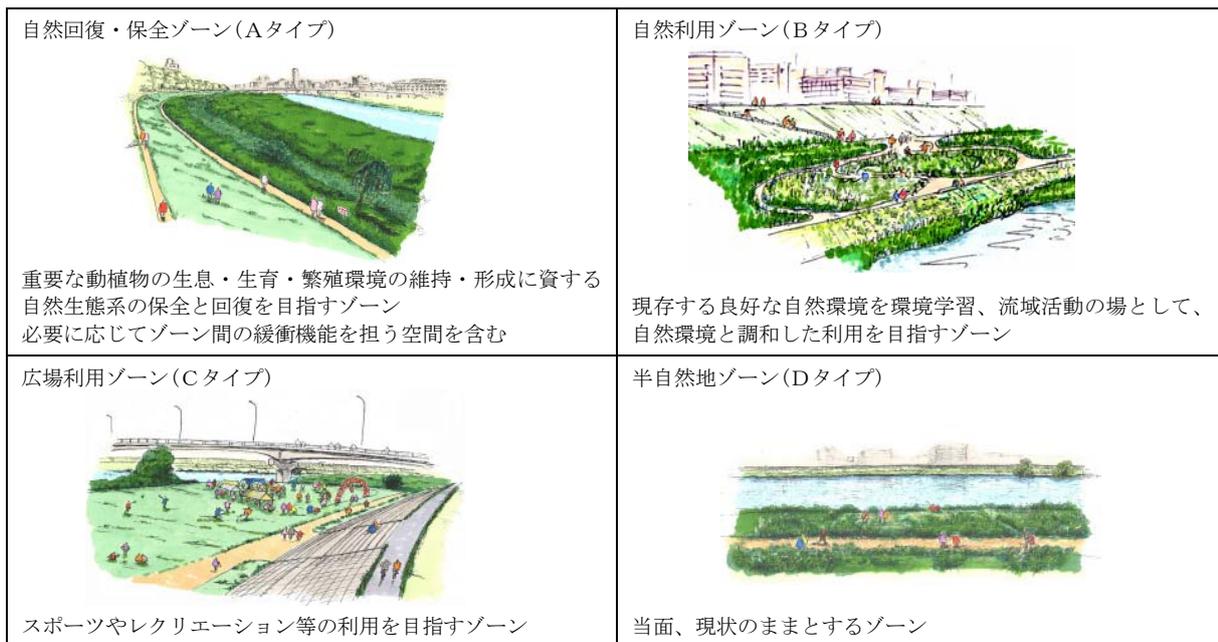


図5 高水敷ゾーニングの設定（鶴見川水系河川整備計画より）

水辺施設等の水辺へのアクセス不足箇所を抽出・整理した結果を表4に示す。

鶴見川流域では、計8箇所の水辺施設等の水辺へのアクセス不足が明らかになり、河川整備計画の高水敷ゾーンングとの整合を図った結果、ゾーンングの位置付けと合わない1箇所を除いた7箇所を「水辺へのアクセス整備候補」として選定した。

表4 水辺へのアクセス不足箇所からみた整備候補の検討

No	場所	アクセスが不足する箇所				整備メニュー
		i	ii	iii	iv	
1	鷹野大橋上流左岸				○	・河川敷への階段設置
2	鷹野大橋上流右岸				○	・河川敷への階段設置
3	樽網橋下流左岸広場		○		○	・河川敷への階段設置
4	早渕川合流部				○	・河川敷への階段設置
	多目的遊水地の水辺（亀の子橋周辺）				○	・自然保全・回復ゾーンに位置するため川へのアクセスは確保しない
5	大熊川下流				○	・河川敷への階段設置（大竹橋上流側）
6	小野路川（鶴川第一小周辺）				○	・親水広場
7	宮橋周辺（小山田神社周辺）				○	・川への階段設置
	計（8箇所）	0	1	0	8	

凡例

- i : 水辺の線的施設
- ii : 水辺の面・点的施設
- iii : 河川周辺施設
- iv : 河川における活動の場所

< 検討結果の要点 >

- ・鶴見川流域では、「水辺のアクセス整備候補」は7箇所ある。
- ・アクセス整備候補は鶴見川本川がほとんどである。
- ・早渕川合流部から矢上川合流部までの区間に集中している。

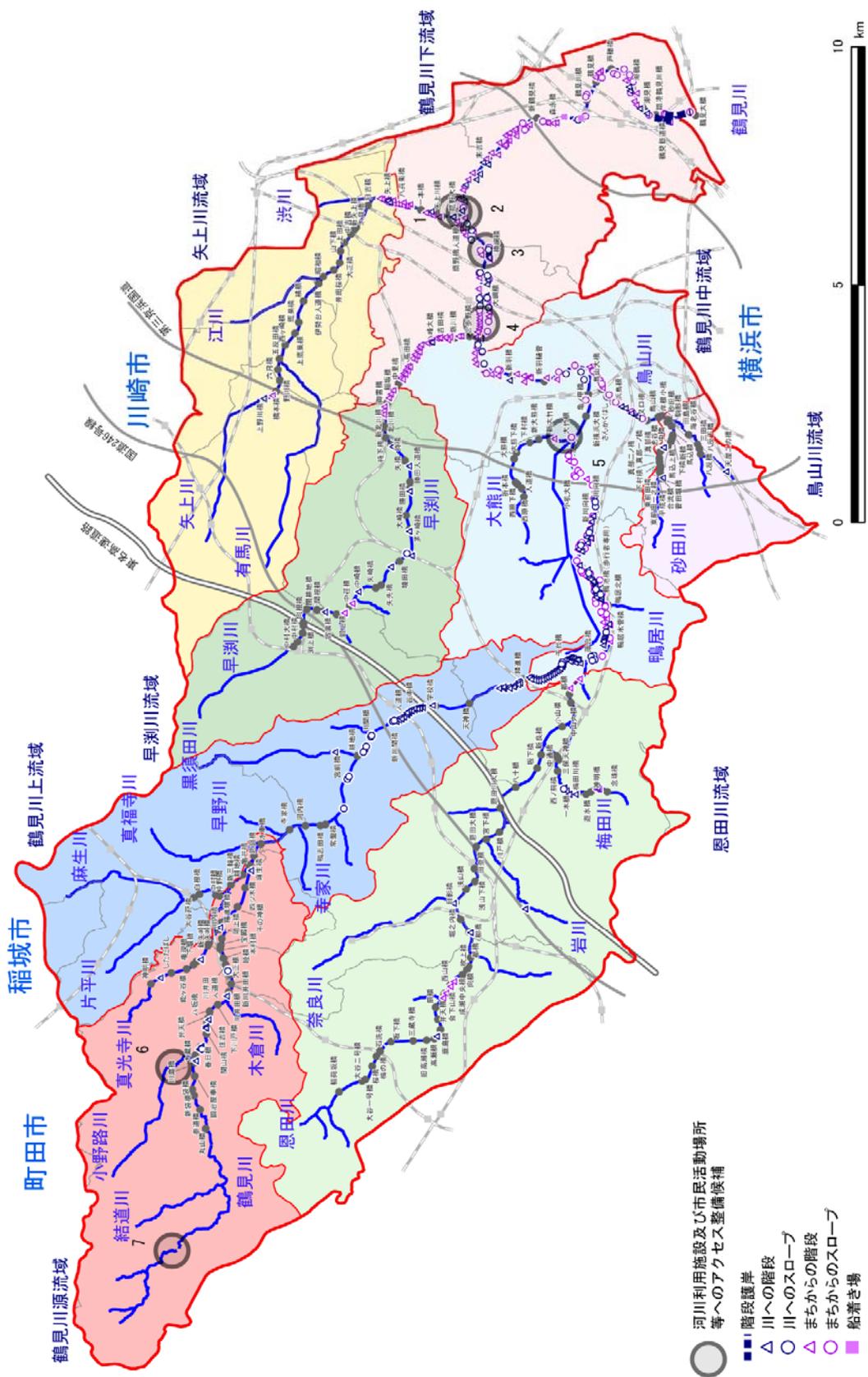


図6 アクセス整備候補検討図

(2) 川沿いの道の連続性・安全性から見た整備候補の検討

<沿川道路の連続性の判定と連続性確保のための整備候補検討>

河川管理通路等を活用した沿川道路（1級河川区間）について、川沿いに連続して散策できるかどうかという基準で連続性の判定を行った。

さらに判定した連続性に問題がある 46 箇所（C2：交通量が多く通行が困難、26 箇所、D：通行不能または交通量が非常に多い橋、20 箇所）を抽出し、整備候補として設定した。

注：本川上流の未改修区間は対象外。本川千代橋までは左右岸個別箇所として抽出し、他の区間は左右岸同一の箇所として判定した。

○凡例

A：連続性あり 橋下のアンダーパス（階段、スロープ）等の安全に通行できる橋

B：連続性なし

└ B1：代替施設あり 直近（約 20m以内）に信号等の安全に通行できる代替施設あり

└ B2：代替施設なし

└└ C1：交通量が少ない橋（通行可）

└└ C2：交通量が多い橋（通行困難）

└└ D：通行不能または交通量が非常に多い橋

表 5 沿川道路を横断する道路、鉄道などによる分断状況

河川	管理者	判定（箇所数）					総計
		A	B1	B2			
				C1	C2	D	
本川	直轄	11	11		9	8	39
	神奈川県	19	1	16	1	1	38
	東京都		2	10	1	1	14
矢上	直轄			1	3		4
	神奈川県		5	12	1	1	19
早渕	直轄				4		4
	神奈川県		4	21	3	2	30
鳥山	横浜市		2	5			7
	直轄	1	3	2		3	9
砂田	横浜市			15		1	16
大熊	神奈川県		1	9		1	11
恩田	神奈川県	1		9	3	2	15
	東京都	1	4	16	1		22
梅田	横浜市		1	10			11
麻生	神奈川県		2	5			7
真光寺	神奈川県			1			1
	東京都		2	5			7
	計	33	38	137	26	20	254

表6 沿川道路の連続性確保のための整備候補

河川	No.	分断判定	分断・支障箇所名 (橋梁名等)
鶴見川本川	1	D	鶴見大橋 (左岸)
	2	D	河口干潟 (右岸)
	3	C2	臨港鶴見川橋 (左岸)
	4	C2	臨港鶴見川橋 (右岸)
	5	C2	潮見橋 (左岸)
	6	C2	潮見橋 (右岸)
	7	D	鶴見橋 (左岸)
	8	D	鶴見橋 (右岸)
	9	C2	鶴見川橋 (左岸)
	10	C2	鶴見川橋 (右岸)
	11	D	JR 東海道線 (左岸)
	12	D	新鶴見橋 (左岸)
	13	D	末吉橋 (左岸)
	14	D	末吉橋 (右岸)
	15	C2	樽綱橋 (左岸)
	16	C2	樽綱橋 (右岸)
	17	C2	新羽橋 (右岸)
	18	C2	川向橋 (右岸)
	19	D	常盤橋
	20	C2	下川戸橋
	21	D	新袋橋
矢上川	22	C2	矢上川橋
	23	C2	一本橋
	24	C2	矢上橋
	25	C2	昭和橋
	26	D	野川橋

河川	No.	分断判定	分断・支障箇所名 (橋梁名等)
早淵川	27	C2	三步野橋
	28	C2	新川橋
	29	C2	吉田橋
	30	C2	峰大橋
	31	C2	高田橋
	32	D	境田橋
	33	C2	矢先橋
	34	C2	矢崎橋
	35	D	中村大橋
	鳥山川	36	D
37		D	又口橋
38		D	鳥山橋
39		D	駒形橋
大熊川	40	D	新大熊橋
恩田川	41	C2	都橋
	42	D	中山大橋
	43	C2	小山橋
	44	D	恩田川大橋
	45	C2	堀之内橋
	46	C2	桜橋
C2 : 26箇所 D : 20箇所 計 : 46箇所			

<検討結果の要点>

- ・連続性に問題がある箇所は、本川下流部、矢上川下流部、早淵川下流部、恩田川下流部、鳥山川などに集中している。

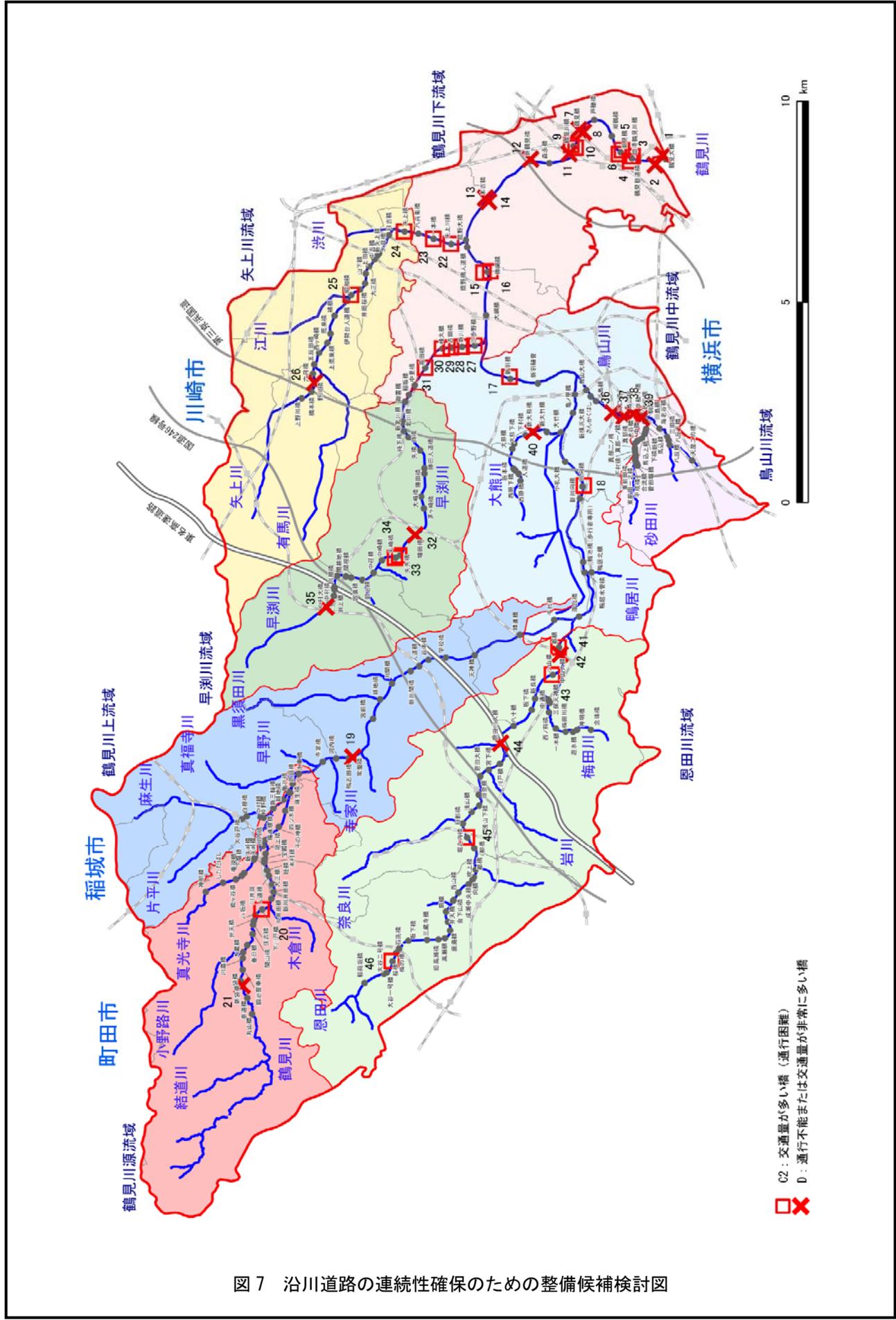


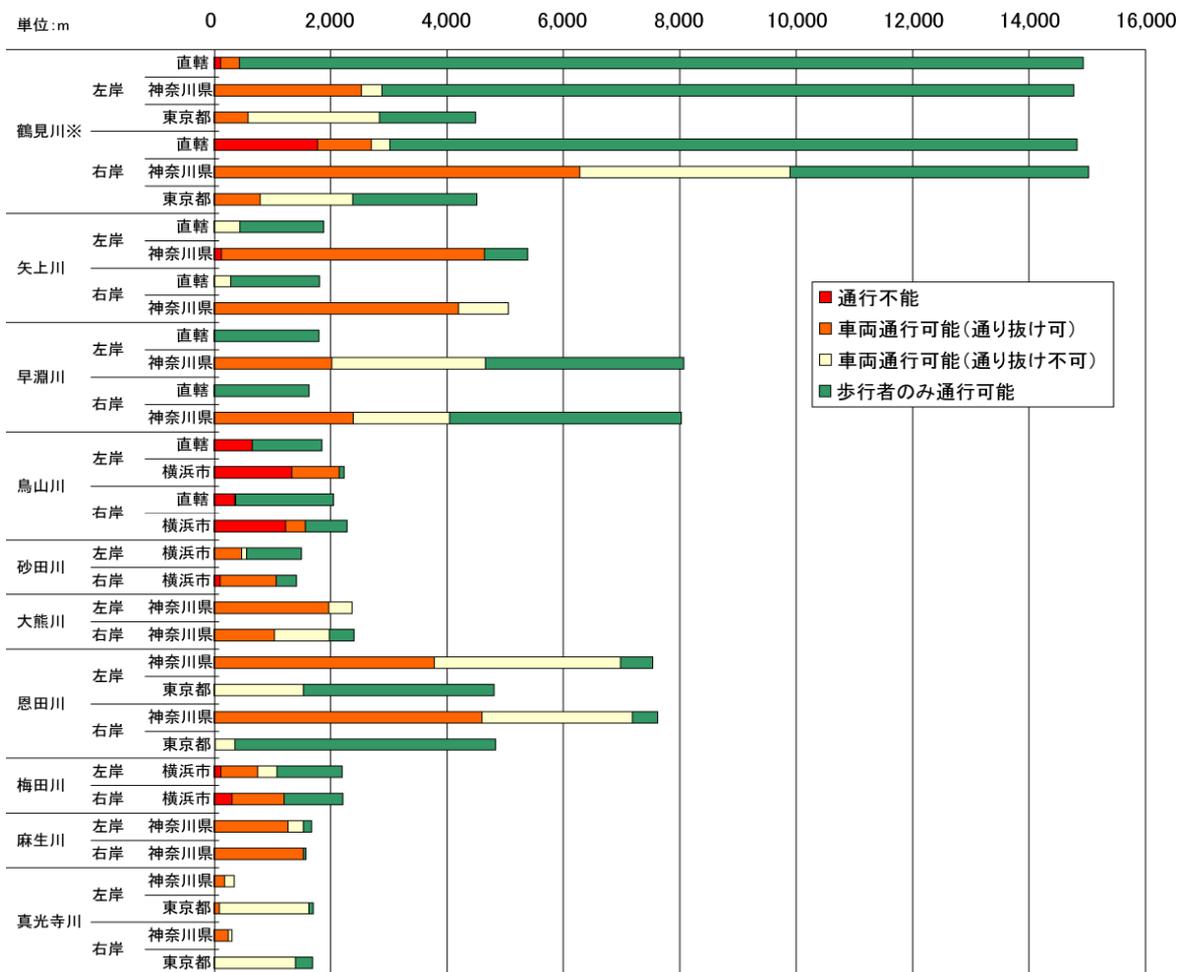
図7 沿川道路の連続性確保のための整備候補検討図

<沿川道路の安全性確保のための整備候補の検討>

沿川の連続性においては、通行の連続性だけでなく、そこを利用する歩行者の安全性についても考慮する必要がある。そこで1級河川の沿川道路（管理通路、その他一般道含む）について、歩行者の通行の安全性について歩車分離の観点から検討した。

○沿川道路の歩車分離整備

- ①歩行者のみ通行可能…………… 歩行者のみ通行可能な道路（橋梁において車止め等有）
- ②車両通行可能（通り抜け不可）… 橋梁等において車止め等は整備されているが、接続する道路からの車両の進入が可能で、車の通行がある道路
- ③車両通行可能（通り抜け可）………… 橋梁等において車止め等の整備が無く、車両の通過交通が可能な道路
- ④通行不能…………… 沿川に道路の整備が無い等、歩行者、車両共に通行が不可能な区間



※川崎市麻生区と町田市の市境付近の管理境界は複雑なため、簡易的な区分で集計(河心線によって管理区間を判定)

図8 1級河川の歩車分離整備判定

<検討結果の要点>

- ・鶴見川本川は、最も安全な区間が長いですが、同時に車両が通行できる区間も長い。
- ・本川の上流部から河口までは、歩行者が安全に通行できる区間が長く、連続的である。
- ・この区間の連続性を確保することができれば、歩行者が安全により長く散策可能となる。

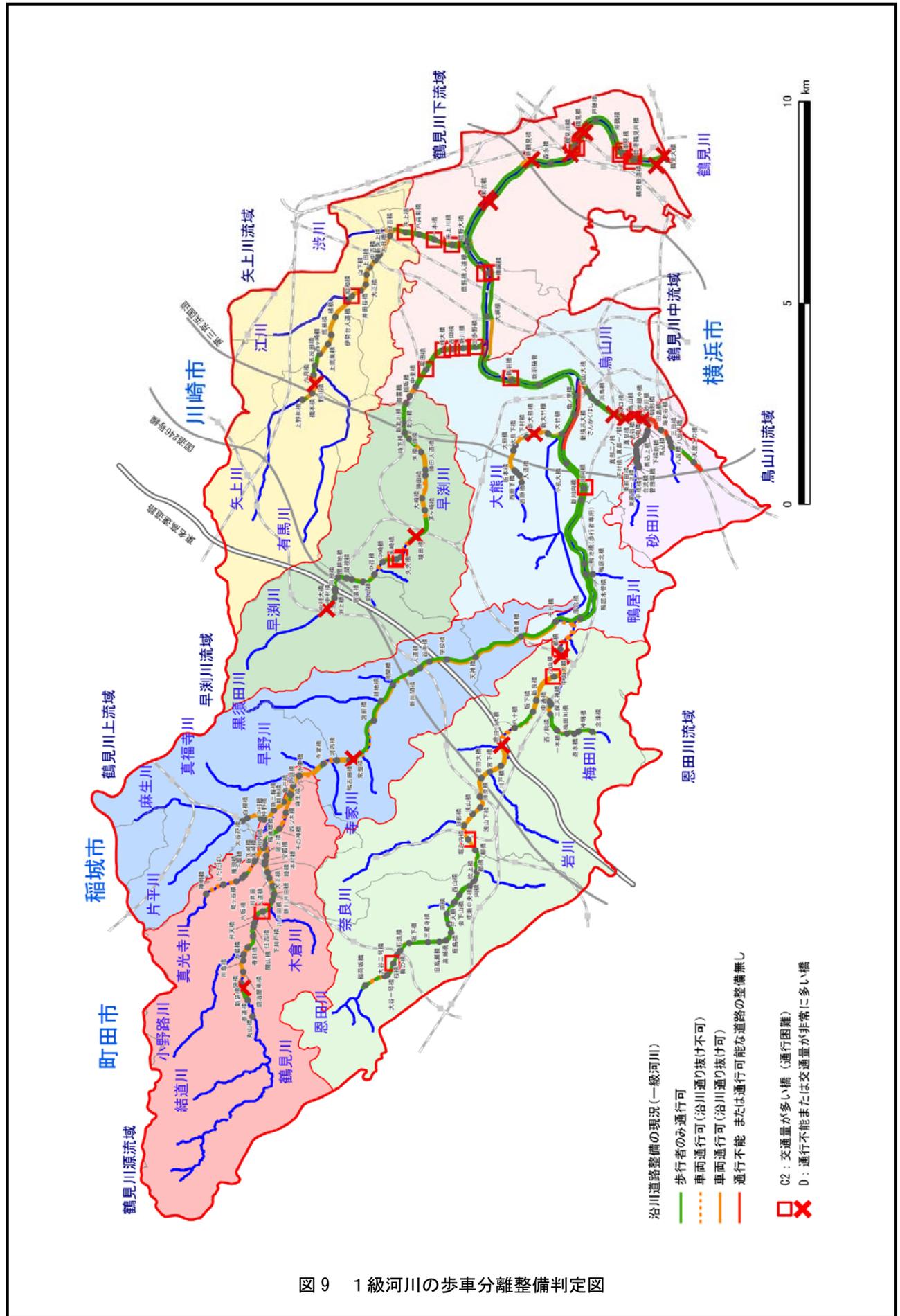


図9 1級河川の歩車分離整備判定図

8.4. 水辺ふれあい拠点の充実の視点からみた整備候補の検討

水辺ふれあい拠点として、鶴見川水系河川整備計画における拠点の整備状況を把握し、計画に位置づけられた拠点で整備が完了していない拠点を整理した。

また、ふれあい促進拠点と各河川管理者の主な施行場所が重複している場合は、1箇所の拠点として扱うこととした。

表7 鶴見川水系河川整備計画における拠点と整備状況 (1)

河川	場所	内容	整備状況
鶴見川 21地区	生麦河口干潟周辺	ふれあい促進拠点 干潟の確保、水辺の広場、サブセンター、川の一里塚、階段、スロープ、緑陰	一部整備済
	芦穂橋付近	川の一里塚、緑陰	未整備
	下末吉付近	川の一里塚、水辺の広場、階段、スロープ	未整備
	末吉橋上流部付近	川の一里塚	未整備
	鷹野大橋右岸周辺、鷹野大橋左岸 ミクリわんど周辺	ふれあい促進拠点 水辺の広場、サブセンター、川の一里塚、階段、 スロープ	未整備
	樽綱橋付近	高水敷の自然保全・回復、川の一里塚、階段、ス ロープ	未整備
	綱島左岸高水敷（早淵川合流点か ら大綱橋下の区域）	ふれあい促進拠点 水辺の広場、サブセンター、川の一里塚、緑陰、 高水敷の自然保全・回復、階段、スロープ、緑陰	一部整備済
	大曽根防災拠点付近	階段、スロープ	未整備
	新羽わんど地帯	ふれあい促進拠点 高水敷の自然保全・回復、水辺の広場、川の一里 塚、階段、スロープ、スポット浄化	未整備
	亀の子橋周辺	ふれあい促進拠点 高水敷の自然保全・回復、水辺の広場、川の一里 塚、階段、スロープ	未整備
	小机堰付近	高水敷の自然保全・回復、川の一里塚	未整備
	鴨池人道橋付近左右岸高水敷	ふれあい促進拠点	整備済
	恩田川合流部付近	水辺の広場の整備	未整備
	横浜市都筑区川和町 精進橋下流左 岸（21.0km 付近）	（川和遊水地の建設）	整備済
	市ヶ尾水辺の広場周辺	ふれあい促進拠点	整備済
	鉄町付近	ふれあい促進拠点 高水敷の自然保全	一部整備済
	恩廻公園調節池～麻生川合流部親 水広場周辺	ふれあい促進拠点	整備済
	真光寺川合流部付近親水広場	ふれあい促進拠点	整備済
	関山橋わんど周辺	ふれあい促進拠点	整備済
	丸山橋周辺	ふれあい促進拠点	整備済
丸山橋上流～新橋	ふれあい促進拠点の整備（宮橋付近） ----- 親水施設の整備、生き物にやさしい川づくり、旧 河川を活かした川づくり、良好な河畔林の保全 ※1	一部整備済	

※1：郷見橋上流は整備済み

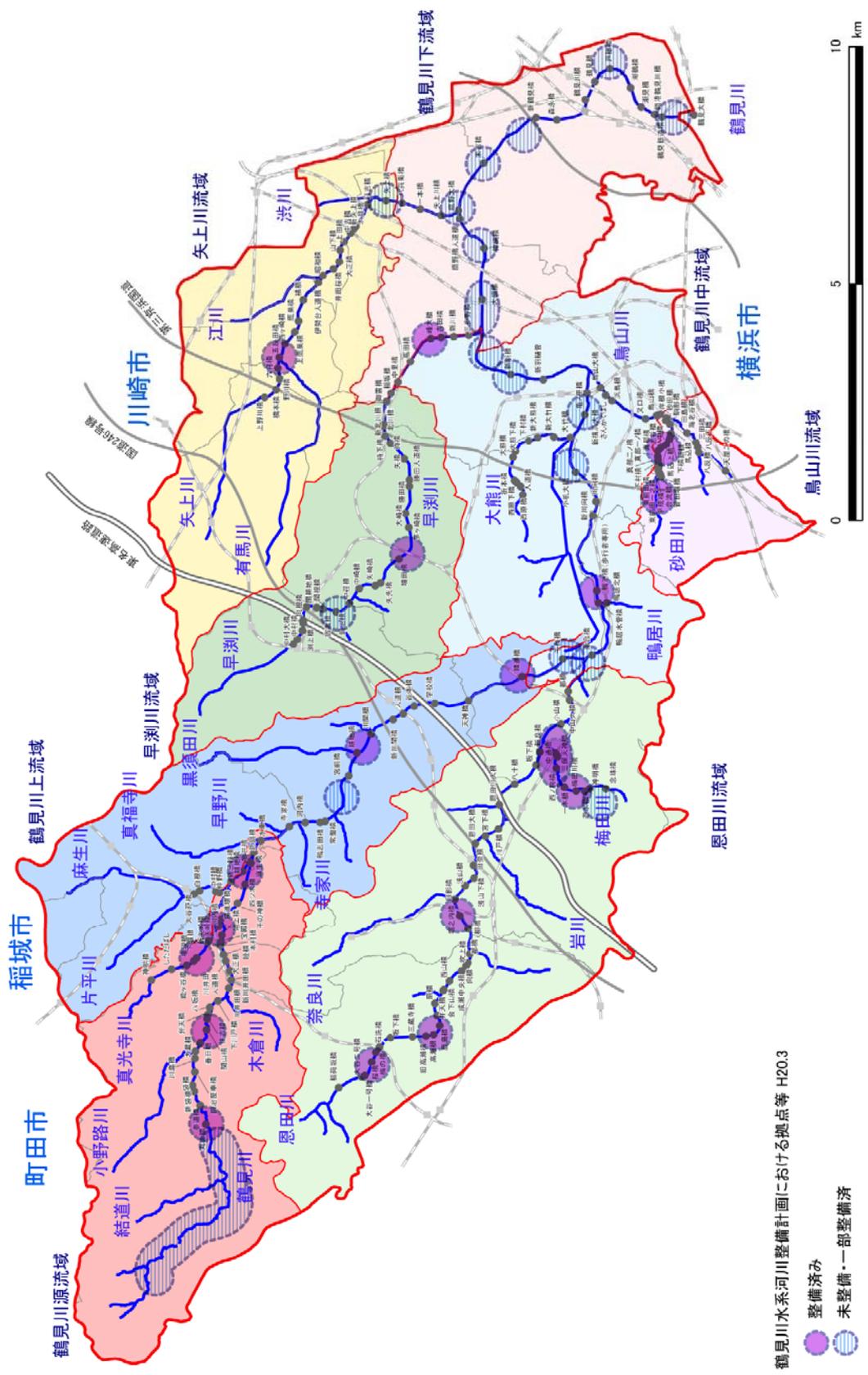
表7 鶴見川水系河川整備計画における拠点と整備状況 (2)

河川	場 所	内 容	整備状況
矢上川 2 地区	矢上橋付近	水辺の広場	未整備
	有馬川合流部付近	水辺の広場の整備	整備済
早淵川 3 地区	峰大橋周辺	ふれあい促進拠点	整備済
	港北ニュータウン中央地区水辺の広場周辺	ふれあい促進拠点 水辺の広場	整備済
	鍛冶橋付近	魚の遡上に配慮した川づくり	未整備
恩田川 4 地区	鶴見川合流部付近水辺の広場周辺	ふれあい促進拠点 水辺の広場の整備	一部整備済
	堀の内橋付近親水広場	ふれあい促進拠点	整備済
	高瀬橋水辺の広場	ふれあい促進拠点	整備済
	桜橋周辺水辺の広場	ふれあい促進拠点	整備済
梅田川 4 地区	恩田川合流点 ～ 一本橋	河川管理用通路の環境景観に配慮した整備	整備済
	一本橋メダカ広場周辺	ふれあい促進拠点	整備済
	三保天神橋上流	護岸の緩傾斜化、親水施設の整備	整備済
	梅田川遊水地	既設河川調節池のビオトープ化	未整備
砂田川 2 地区	真部橋親水広場周辺	ふれあい促進拠点	整備済
	道慶橋親水広場周辺	ふれあい促進拠点	整備済
真光寺川 1 地区	下堰橋下流親水広場	ふれあい促進拠点	整備済
計 37 地区 (整備済 : 19 一部整備済 : 5 未整備 : 13)			

※整備状況はH19年度末現在

<検討結果の要点>

- ・ 鶴見川全川における拠点は37地区あり、うち整備済みは19地区である。
- ・ 未整備地区は、直轄区間の下流部に集中している。



鶴見川水系河川整備計画における拠点等 H203

- 整備済み
- 未整備・一部整備済

図 10 拠点の整備状況

<拠点等における水難事故対策について>

近年、時間 100 ミリを超える突発的な集中豪雨が多発し、都市河川等の親水空間で水難事故が発生している（平成 20 年 7 月に神戸市の都賀川で 5 人が犠牲となった）。鶴見川流域でも平成 20 年 8 月に亀甲橋で 1 時間に水位が 4m 上昇、早淵川で 10 分で 2.3m 上昇するなどの水位の急上昇を記録している。こうした事態を受け、国では「中小河川における水難事故防止策検討WG」が設置され、平成 21 年 1 月に水難事故防止の観点から今後の啓発活動や情報提供のあり方についての報告がなされた。

こうした動きをふまえ、第 11 回鶴見川流域水懇談会では「河川等の水辺の水難事故防止について」意見交換が行われた。主な意見を以下に示す。

【拠点等における水難事故防止対策に関する主な意見】

- ・ 河川は自然の公物であり、河川利用の基本は自由使用であるため、危機管理は自己責任とすべきである。
- ・ 想定外のゲリラ豪雨に対しては、100%の安全対策は不可能であり、水難事故防止につとめることを河川利用者、河川管理者ともに再認識することが必要である。
- ・ 河川利用者の河川の安全に関する知識や判断能力を身につけてもらうことが基本的対策であり、施設による対策は補助的と考えるべきである。
- ・ 河川利用者を含め広く市民に対して、水難事故防止に関する啓発やイベントを行うことが重要である。
- ・ 河川管理者が親水施設を整備した場所においては、河川利用者が自ら判断し、迅速に避難することを促すため、気象情報や河川情報を的確に提供することが必要である。
- ・ 河川ごとに流域の状況や河川特性が異なり、河川利用の内容とその対策にあたっては河川ごとに考えていく必要がある。
- ・ とりわけ、都市河川では上流域も都市化されているため出水が早く、迅速な気象情報、河川情報の提供が重要である。このため、河川利用者の判断に必要な新たな情報提供のための対策も必要である。
- ・ 都市河川における親水空間整備は、河川改修等によって水辺にふれられる環境を人為的に整備し確保していることから、河川利用者への水難事故防止対策も併せて講ずることが求められる。
- ・ 川での体験は危険を伴うものであり、川のリーダーの育成が重要である。このため拠点等で活動する市民団体などの協力・連携が重要である。
- ・ 学校教育の中で、川の楽しさ、大切さとともに、水難への対処方法を身につける取り組みが重要である。
- ・ 都市化された河川においては、流出抑制等の流域対策も有効である。

8.5. 鶴見川水辺ふれあいトレイル・プランの概要

8.3で整備候補の検討を行った結果から、本アクションプランは鶴見川本川で推進することが関係行政や市民に広くアピールし、効果があると考えられる。

そこで、本川を基軸とした水辺へのアクセス、沿川における連続性・安全性の確保、水辺ふれあい拠点の充実を総合的に進める「鶴見川水辺ふれあいトレイル・プラン」を推進する。

<鶴見川水辺ふれあいトレイル・プランの概要>

- 本川の源流から河口まで「鶴見川水辺ふれあいトレイル」として川辺の散策路等を連続させる（川辺の散策路、サイクリングロード）
- 水辺ふれあい拠点を本川沿いに配置し、水辺に触れ親しむことができる場を創出する（水辺のふれあい拠点）
- 水辺ふれあい拠点や水辺ふれあいトレイルへの、まちからのアクセスを確保する（水辺アクセス）
- 水辺ふれあいトレイルの充実を図り魅力を高める（川辺の緑化、休憩施設の設置、流域共通サインの設置、沿川建築誘導等）
- 水辺ふれあい拠点・トレイルの活性化のため、観察会、環境学習、ウォーキング、体験イベント、水難事故防止対策等、多様な水辺ふれあい活動を支援する（流域での広報、流域学習支援）

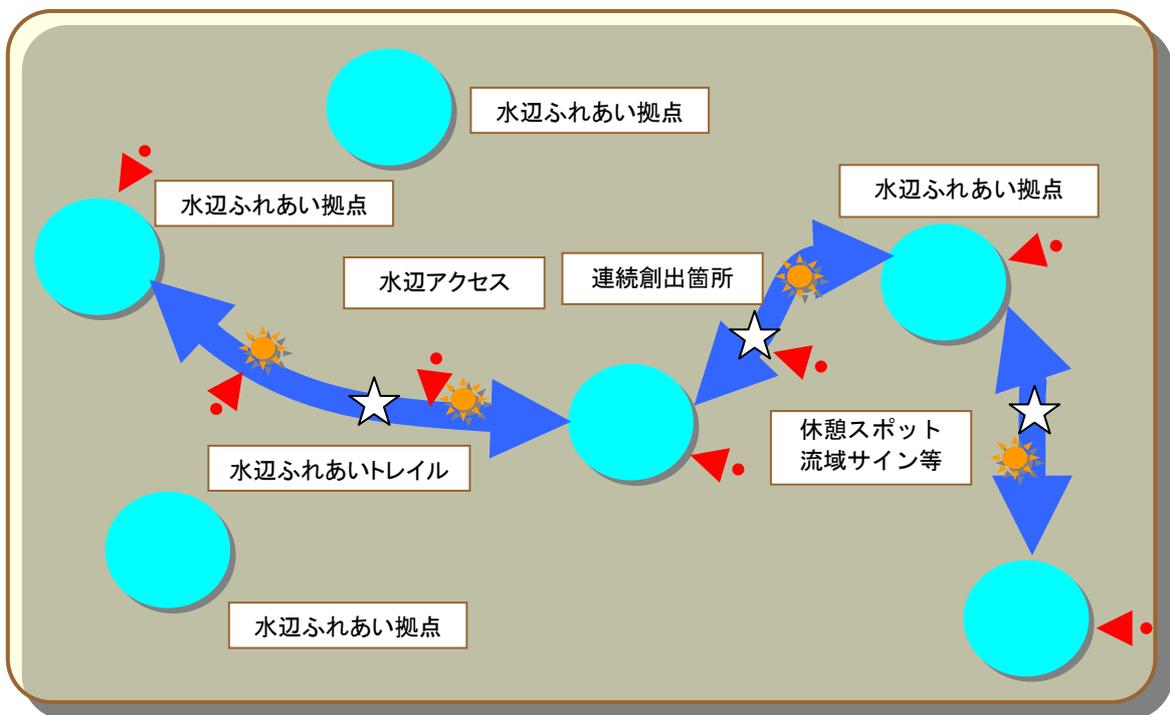


図 11 鶴見川水辺ふれあいトレイル概念図

8.6. 本アクションプランの目標設定

今後5ヶ年での全ての河川での整備が困難であること、新たな取り組みとして効果を見極めながら柔軟に対応していく必要があることなどから、対象の河川を鶴見川本川に限定し、「鶴見川水辺ふれあいトレイル」としてその目標の設定を行った。

(1) 水辺へのアクセス

水辺へのアクセス整備候補の検討結果より7箇所となるが、「鶴見川ふれあいトレイル・プラン」として示した鶴見川本川に位置し、計画期間5年程度で実施可能な整備を選定し、5箇所を整備目標として設定した。

また、鶴見川水系河川整備計画における拠点のうち、一部整備済みである丸山橋上流～新橋区間(表7(1)参照)に位置する“宮川橋下流左岸”において、今後5ヶ年で水辺へのアクセス整備が計画されているので、これを目標に追加した。

水辺へのアクセス整備については、できる限りバリアフリーに配慮する。

表8 水辺へのアクセス整備目標

No.	場所	実行主体
1	鷹野大橋上流左岸	京浜河川事務所
2	鷹野大橋上流右岸	京浜河川事務所
3	樽綱橋下流左岸広場	京浜河川事務所
4	早渕川合流部	京浜河川事務所
5	大熊川下流	神奈川県
6	宮川橋下流左岸	東京都
	対象地区：6地区	

※平成19年度末現在

(2) 沿川道路の連続性・安全性

沿川道路の連続性確保のための整備候補は、8.3. (2) 川沿いの道の連続性・安全性から見た整備候補の検討結果より 46 箇所あり、このうち鶴見川本川に位置するのは 21 箇所である。

これに鶴見川水系河川整備計画における高水敷ゾーンとの整合等を考慮し、整備候補から 2 箇所を除くとともに、計画期間 5 年程度で実施可能な整備を選定し、以下の 6 地区 10 箇所を連続性確保のための整備目標として設定した。

また、沿川道路の安全性については、本アクションプランの目標年次までに、連続して沿川道路を歩車分離したり、新たに用地を確保する等の整備を行うことはきわめて困難である。このため、沿川道路の連続性の確保のための整備を優先させることとする。

表 9 沿川道路の連続性の整備目標

No.	場所	整備内容	実行主体
1.1	潮見橋 (左岸)	・橋の架け替え時に犬走りへの階段 (上流側、下流側) →横断歩道へ迂回	京浜河川事務所
1.2	潮見橋 (右岸)	・橋の架け替え時に犬走りへの階段復旧 (上流側) →信号へ迂回	
2.1	鶴見川橋 (左岸)	・犬走りへの階段 (上流側、下流側)	
2.2	鶴見川橋 (右岸)	・犬走りへの階段 (上流側、下流側) →信号へ迂回	
3	J R 東海道線 (左岸)	・犬走りへの階段 (上流側、下流側)	
4.1	末吉橋 (左岸)	・犬走りへの階段 (上流側、下流側)	
4.2	末吉橋 (右岸)	・犬走りへの階段 (上流側) →上流側の既存階段活用	
5.1	樽綱橋 (左岸)	・河川敷への階段 (上流側、下流側)	
5.2	樽綱橋 (右岸)	・まち側への階段 (上流側、下流側)	
6	常盤橋	・犬走りへの階段 (上流側、下流側) →信号へ迂回	
計 6 地区 10 箇所			

凡例：→ 暫定的な対応策

※犬走りについて

通常は下図のように、堤防の内側で地盤よりやや高い位置につくられた狭い平場を指すが、ここではその語源である“犬が通れるくらいの幅しかない＝狭い”という意味合いで、堤内側、河川側双方の狭い平場を指す言葉として用いている。

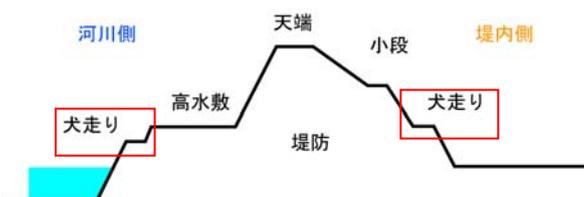
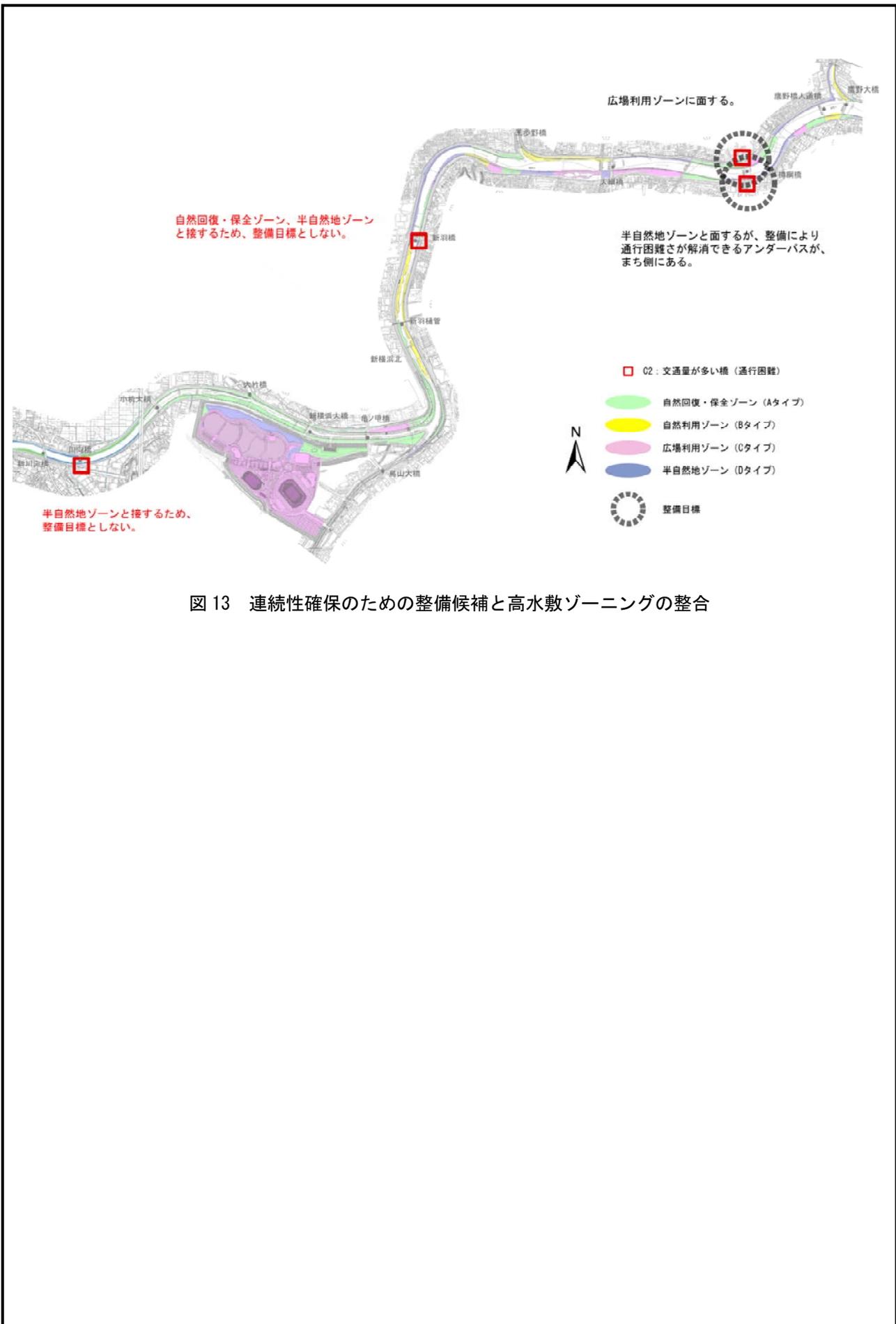


図 12 犬走り概念図



(3) 水辺ふれあい拠点

水辺ふれあい拠点の整備候補は、8.4水辺ふれあい拠点の充実の視点からみた整備候補の検討結果から 37 地区あり、このうち河川整備計画で設定されているふれあい拠点の中から、すでに実施計画を作成している、または事業着手している 3 箇所の拠点を整備目標として設定した。

表 10 水辺ふれあい拠点整備目標

No.	場所	整備内容	実行主体
1	大綱橋付近	水辺の広場、サブセンター、川の一里塚、緑陰	京浜河川事務所
2	新羽橋上流部付近	高水敷の自然保全・回復、水辺の広場、川の一里塚、階段、スロープ、スポット浄化	
3	恩田川・鶴見川合流部付近	ふれあい促進拠点 水辺の広場の整備	神奈川県

※平成 19 年度末現在

○水辺ふれあい拠点での水難事故防止対策

既存の水辺ふれあい拠点及び新設される拠点においては、以下のような水難事故防止対策を実施する。実施にあたっては、各拠点に関わる市民団体や地域住民、自治体関係者による協議により整備内容を決定し、整備後は継続的な啓発活動を実施する。

【具体的な対策メニュー案】

- 水位標の設置（バクのキャラクターの活用、過去最高水位の表示等）
- 注意看板（恒久的、晴天時（平常時）と雨天時（洪水時）の違いの併記、QRコード等）
- 水辺利用者の避難判断に寄与する警報装置の設置（川辺に近づける所、親水拠点等）
- はしご段（親水施設の上・下流に避難用のはしごの設置）
- 安全に遊べるルールづくり（ライフジャケットの着用、定期的な気象情報のチェック）
- 水難訓練の実施（地域防災訓練のメニューの中に洪水時の対応を追加）

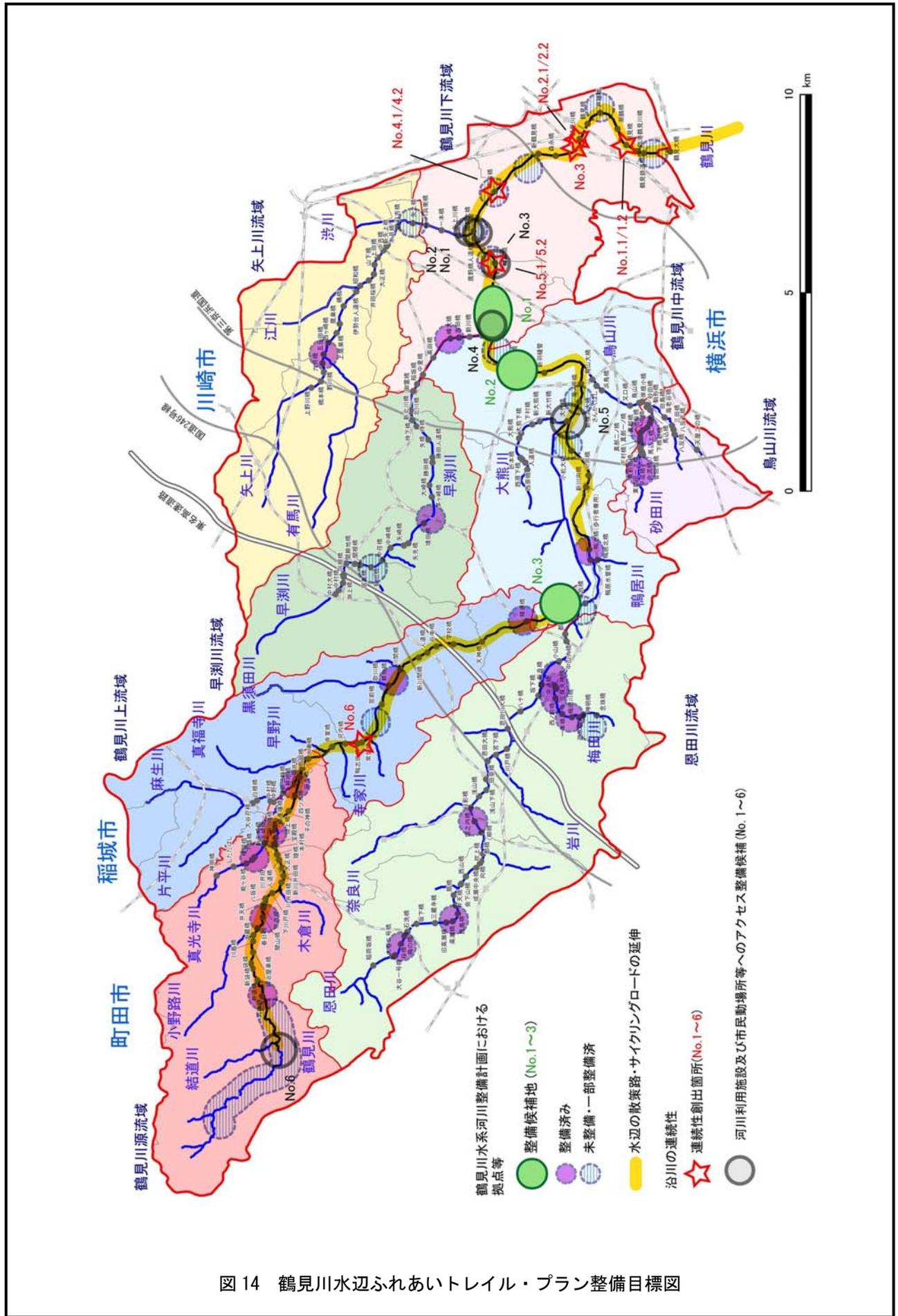


図 14 鶴見川水辺ふれあいトレイル・プラン整備目標図

8.7. 支川等における取り組み

支川等の取り組みとして、以下の整備があげられる。

表 11 支川等における取り組み

No.	場所	整備内容	実行主体
1	黒須田川	散策路等環境整備	横浜市
2	小野路川	散策路・親水施設整備	町田市

9. モニタリング指標

本アクションプランのモニタリング指標は、水辺ふれあいトレイルにおける水辺の利用施設の整備箇所数とする。

〈モニタリング指標：水辺の利用施設の整備箇所〉

- ・水辺へのアクセス（階段、スロープ）（各河川管理者による整備箇所数の算定）
- ・縦断的な連続性の整備（各河川管理者による整備箇所数の算定）
- ・水辺ふれあい拠点の整備（各河川管理者による整備箇所数の算定）
- ・水辺ふれあい拠点での水難事故防止対策（各河川管理者による整備箇所数の算定）

〈モニタリング指標：水難事故防止の啓発活動〉

- ・水辺ふれあい拠点での水難事故防止イベント等の開催（各河川管理者によるイベント開催数）

10. 役割分担

【関連自治体（東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市）】

- ・各河川管理者等による担当箇所の整備とモニタリング
- ・各自治体による担当箇所の整備施設の占用と維持管理
- ・各河川管理者による水難事故防止啓発イベントの実施とモニタリング

【国土交通省 京浜河川事務所】

- ・担当箇所の整備とモニタリング
- ・水難事故防止啓発イベントの実施とモニタリング
- ・モニタリング結果の取りまとめ・公表

11. 連絡窓口

・名称	連絡先
東京都	建設局河川部 計画課
神奈川県	県土整備部 河川課
横浜市	環境創造局環境整備部 事業調整課河川計画担当
川崎市	建設局土木建設部 河川課
町田市	上下水道部 上下水道総務課
国土交通省	京浜河川事務所 水マス推進室
	(Tel: 045-503-4009 Fax: 045-503-4058)

12. 担当者会議開催経緯

	開催日時	主な議事
第1回	平成17年1月27日(金) 15:00~16:50	1) アクションプランの位置付け 2) アクションプランの検討内容について(目的、検討内容、検討フロー、アウトプットイメージ、実行主体と作業区分) 3) 対象とする水辺利用施設、水辺ふれあい活動の設定について 4) 資料収集依頼
第2回	平成19年7月31日(火) 15:15~16:45	1) アクションプランの取り組みの経緯 2) 流域の水辺利用の現状と課題 3) 今後の進め方
第3回	平成20年11月25日(火) 14:55~15:50	1) アクションプランの取り組みの経緯 2) 河川等の水辺の利用者を増やすアクションプランの内容確認と協議 3) 今後の進め方
第4回	平成21年2月25日(水) 14:50~15:50	1) アクションプランの内容確認と協議